

徳島県教育委員会教育長訓令第一号

庁 中 一 般  
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年四月十八日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

(教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部改正)

第一条 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程(昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二服務関係事項の項第一号のイ中「第五条」を「第五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」に、「週休日」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に改め、同項第三号のイ中「指定」の下に「及び同条第三項の規定による所属職員の勤務時間等の決定」を加える。

(徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部改正)

第二条 徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程(昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表第一項第四号及び第五号中「第五条」を「第五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」に、「週休日」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に改め、同項第十四号中「指定すること」の下に「及び同条第三項の規定により副教育長等の勤務時間等を決定すること」を加え、同項第十五号中「指定すること」の下に「及び同条第三項の規定により所属職員の勤務時間等を決定すること」を加える。

別表第二教育政策課の表第九項第八号中「第六条」を「第六条第一項及び第二項第一号」に改め、同項第十二号中「第三項」を「第四項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。